

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
国土交通大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

建設分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である建設分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための具体的な施策として、令和 7 年度までに建設現場の生産性を 2 割向上させるという目標等を踏まえながら、建設生産・管理システムのあ

らゆる段階におけるＩＣＴ等の活用や、建設キャリアアップシステム等を活用した工事書類の簡素化といった現場管理の効率化、これら優良事例の横展開等の取組を進めている。

イ 国内人材確保のための取組

(ア) 処遇改善

国内人材確保のための具体的な施策として、処遇改善の観点から、次の取組を実施している。

- ① 公共工事設計労務単価の引上げ
- ② 賃上げに向けた官民一体となった機運醸成
- ③ 「労務費に関する基準」及びその実効性確保策に基づく、現場の建設技能者への適正な賃金の支払い
- ④ 建設キャリアアップシステムの活用拡大
- ⑤ 適正な工期設定・施工時期の平準化等による長時間労働の是正といった働き方改革の推進

(イ) 若者や女性等に対する情報発信・入職促進

国内人材確保のための具体的な施策として、若者や女性等に対する情報発信・入職促進の観点から、次の取組を実施している。

- ① 若年者入職促進タスクフォースなどの活動を通じて、建設業の魅力を積極的に発信し、建設業への入職者を増やす取組
- ② 「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」の着実な推進

(ウ) 安全衛生対策

国内人材確保のための具体的な施策として、安全衛生対策の観点から、「安全衛生対策項目の確認表」や安全衛生経費を内訳明示した「標準見積書」の作成・普及、業界への周知等による建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための取組を実施している。

(エ) (ア) の成果

上記(ア)の取組により、令和6年における建設業の生産労働者の平均賃金(年間)は443万円と近年着実に上昇しており、令和6年度の年間実労働時間は1,987時間と、前年度に比べ約31時間減少している。

(オ) (イ) の成果

上記(イ)の取組により、令和5年における建設業の女性の就業者数は約88万人と、平成25年に比べ約17万人増加している。

(カ) (ウ) の成果

上記(ウ)の取組により、令和6年における建設業の死傷年千人率は4.2と、前年に比べ0.2減少している。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

建設投資は、民間投資を中心に年2%程度の増加が続いており、また、今後も老朽化するインフラのメンテナンスや防災・減災、国土強靱化、都市の国際競争力の強化等を確実に推進していく必要があることから、引き続き建設産業需要が見込まれる。さらに、令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されて

いる。このような産業需要の見通し等を踏まえ、令和 10 年度に必要な建設技能者数を推計すると約 312 万人となる。

この点、現在の建設技能者の需給状況等の指標である建設労働需給調査（国土交通省）によると、令和 7 年 10 月の過不足率は 0.8%となっており、全国的・全職種的には総じて落ち着いた水準となっている。一方で、令和 10 年度の建設技能者数は約 276 万人まで減少する見込みであり、同年度には 36 万人程度の建設技能者が不足することになる。こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記（２）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が 16 万人程度緩和されることが見込まれるものの、なお 20 万人程度の人手不足が見込まれる。

かかる状況の下、引き続き建設産業需要に対応し、建設分野を存続・発展させていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、建設技能者を確保することが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数（育成就労法第 7 条の 2 第 2 項第 4 号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 建設分野全体の受入れ見込数

建設分野全体における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の受入れ見込数は、19 万 9,500 人である。

当該受入れ見込数は、建設分野において、令和 10 年度には 36 万人程度の人手不足が見込まれる中、ICT 等の活用等による生産性向上（令和 10 年度までに 14 万 9,000 人程度）や、処遇改善等の取組による追加的な国内人材の確保（令和 10 年度までに 1 万 1,500 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1 号特定技能外国人の受入れ見込数

建設分野における令和 6 年度から 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数は、7 万 6,000 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

建設分野における令和 9 年度から 2 年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、12 万 3,500 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

（１）建設分野をめぐる人手不足状況の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 建設分野の 1 号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 有効求人倍率（厚生労働省「一般職業紹介状況」）
- ③ 労働力調査（総務省）
- ④ 建設労働需給調査（国土交通省）
- ⑤ 建設投資見通し（国土交通省）

⑥ その他人手不足状況の変化の把握が可能な指標

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。

② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る育成を内容とする建設分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

建設分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、建設分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率や建設労働需給調査等により定期的な把握を行うとともに、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じること等により、各地域の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

建設分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

建設分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のB 1相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

建設分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件

① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていて、等から、特定技能外国人の受入に係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入を実現するため、共同して次の取組を実施する団体を設けること。

i 建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入の実現に向けた共同ルール策定及び遵守状況の確認

ii 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施

等

iii 試験合格者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等

iv 試験合格者の就職先の斡旋・転職支援等

- ② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留資格及び従事の状況（従事させる業務の内容、従事させる期間）について確認すること。

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、次のとおりとする。

- ① 特定技能所属機関は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可を受けていること。
- ② 建設特定技能受入計画の申請日前 5 年以内又はその申請の日以後に建設業法に基づく監督処分（同法第 29 条第 1 項第 5 号による処分を除く。）を受けていないこと。
- ③ 特定技能所属機関は、1 号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。
- ④ 特定技能所属機関は、1 号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で説明すること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関する上記ア①の団体（当該団体を構成する建設業者団体を含む。）に所属すること。
- ⑦ 特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人の数が、特定技能所属機関の常勤の職員（外国人技能実習生、育成就労外国人及び 1 号特定技能外国人を除く。）の総数を超えないこと。ただし、第三の 4（3）ア⑥に定める優良な育成就労実施者たる特定技能所属機関はこの限りでない。
- ⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1 号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の修得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。
- ⑨ 特定技能所属機関は、1 号特定技能外国人に対し、当該外国人を受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。
- ⑩ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、⑧において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。
- ⑪ ⑩のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

- ⑫ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- ⑬ そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な対応を行うこと。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

建設分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（１）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（２）及び（３）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（１）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のＡ１相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和５年法律第４１号）第３条第１項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（２）育成就労の開始後１年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表３のｃ．技能水準（１年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記１（１）①に掲げるもの

（３）育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表３のｄ．技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＡ２．２相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

建設分野において設定する主たる技能は、別表３のａ．業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のｂ．主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、３年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、建設分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

（１）本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

建設分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表３のｃ．技能水準（１年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＡ２．１相当以上の水準と認められるもの

（２）転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は２年とする。

建設業においては、必要な技能の修得に相応の時間を有する、工事の施工期間が１年を超えることもある、都市部と比べて地方部の離職者率が高く、地方部における定着を促す必要がある等の事情から、同一の受入企業の環境下で継続して就業する必要性が高い。

加えて、建設分野においては、他の産業と比して外国人の労働災害の発生率が高く、労働安全衛生教育に一定の時間をかける必要がある。

このため、当面は２年の転籍制限期間とする必要がある。

（３）１年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、育成就労制度における建設分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）において、建設業の前年の平均賃金の上昇率を基準に、昇給率を設定・公表する。１年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を１年目から２年目にかけて、当該昇給率以上の昇給をすることとする。

４ その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（１）業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

建設分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二２（１）参照）。

（２）育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（３）育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、次のとおりとする。

- ① 育成就労実施者は、建設業法第３条の許可を受けていること。
- ② 育成就労計画の申請日前５年以内又はその申請の日以後に建設業法に基づく監督処分（同法第２９条第１項第５号による処分を除く。）を受けていないこと。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、同等の業務に従事する日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、就労期間に応じた昇給その他の待遇の向上を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、当該実施者及び受け入れる育成就労外国人を建設キャ

リアアップシステムに登録すること。

- ⑤ 育成就労実施者は、国土交通省が組織する育成就労の協議会に加入すること。ただし、外国人の受入れに関する第二２（３）ア①の団体（当該団体を構成する建設業者団体を含む。）に所属している育成就労実施者は育成就労の協議会に加入しているものとみなす。
- ⑥ 育成就労の在留資格で受け入れる外国人の数が、育成就労実施者の常勤の職員（外国人技能実習生、育成就労外国人及び１号特定技能外国人を除く。）の総数を超えないこと。ただし、主務省令の基準を満たす者（優良な育成就労実施者）はこの限りではない。
- ⑦ 育成就労実施者は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑧ そのほか、建設分野での育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な対応を行うこと。

イ 育成就労の内容に対して特に課す条件

育成就労実施者又は監理支援機関が行う入国後講習において、育成就労外国人に労働安全衛生に関する講習を受講させること。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	建設分野特定技能 1 号評価試験 (土木) 技能検定 3 級 (型枠施工) 技能検定 3 級 (鉄筋施工) 技能検定 3 級 (とび) 技能検定 3 級 (造園) 技能検定 3 級 (塗装)	土木 (指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事する業務)
2	建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築) 技能検定 3 級 (型枠施工) 技能検定 3 級 (左官) 技能検定 3 級 (かわらぶき) 技能検定 3 級 (鉄筋施工) 技能検定 3 級 (内装仕上げ施工) 技能検定 3 級 (とび) 技能検定 3 級 (建築大工) 技能検定 3 級 (建築板金) 技能検定 3 級 (塗装) 技能検定 3 級 (ブロック建築) 技能検定 3 級 (広告美術仕上げ) 技能検定 3 級 (シャッター施工)	建築 (指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事する業務)
3	建設分野特定技能 1 号評価試験 (ライフライン・設備) 技能検定 3 級 (配管) 技能検定 3 級 (建築板金) 技能検定 3 級 (冷凍空気調和機器施工)	ライフライン・設備 (指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事する業務)

別表 2 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	建設分野特定技能 2 号評価試験 (土木) 技能検定 1 級 (型枠施工) 技能検定 1 級 (コンクリート圧送施工) 技能検定 1 級 (鉄筋施工) 技能検定 1 級 (とび) 技能検定 1 級 (ウェルポイント施工) 技能検定 1 級 (鉄工 (構造物鉄工作業))	土木 (複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理する業務)

	技能検定1級（塗装） 技能検定1級（さく井） 技能検定1級（造園） 技能検定単一等級（路面標示施工）	
2	建設分野特定技能2号評価試験（建築） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（左官） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（かわらぶき） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（内装仕上げ施工） 技能検定1級（表装） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（建築大工） 技能検定単一等級（枠組壁建築） 技能検定単一等級（エーエルシーパネル 施工） 技能検定単一等級（バルコニー施工） 技能検定1級（建築板金） 技能検定1級（熱絶縁施工（吹付け硬質 ウレタンフォーム断熱工事作業）） 技能検定1級（石材施工） 技能検定1級（タイル張り） 技能検定1級（築炉） 技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（防水施工） 技能検定1級（建具製作） 技能検定1級（カーテンウォール施工） 技能検定1級（自動ドア施工） 技能検定1級（サッシ施工） 技能検定1級（ガラス施工） 技能検定1級（ブロック建築） 技能検定1級（樹脂接着剤注入施工） 技能検定1級（広告美術仕上げ） 技能検定1級（厨房設備施工） 技能検定1級（シャッター施工）	建築（複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理する業務）
3	建設分野特定技能2号評価試験（ライフライン・設備） 技能検定1級（配管）	ライフライン・設備（複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のラ

技能検定 1 級（建築板金） 技能検定 1 級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業）） 技能検定 1 級（冷凍空気調和機器施工）	イフライン・設備の整備・設置、 変更又は修理の作業等に従事し、 工程を管理する業務）
---	--

別表 3（第二 1、2、第三 1、2 及び 3 関係）

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準（1 年経過時まで）	d. 技能水準（育成就労終了まで）
1	土木	パーカッション式さく井工事	技能検定基礎級（さく井（パーカッション式さく井工事作業））	技能検定 3 級（さく井（パーカッション式さく井工事作業））
		ロータリー式さく井工事	技能検定基礎級（さく井（ロータリー式さく井工事作業））	技能検定 3 級（さく井（ロータリー式さく井工事作業））
		型枠工事	技能検定基礎級（型枠施工（型枠工事作業））	技能検定 3 級（型枠施工（型枠工事作業））
		鉄筋組立て	技能検定基礎級（鉄筋施工（鉄筋組立て作業））	技能検定 3 級（鉄筋施工（鉄筋組立て作業））
		とび	技能検定基礎級（とび（とび作業））	技能検定 3 級（とび（とび作業））
		コンクリート圧送工事	技能検定基礎級（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業））	技能検定 3 級（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業））
		ウェルポイント工事	技能検定基礎級（ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業））	技能検定 3 級（ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業））
		構造物鉄工	技能検定基礎級（鉄工（構造物鉄工作業））	技能検定 3 級（鉄工（構造物鉄工作業））
		建築塗装	技能検定基礎級（塗装（建築塗装作業））	技能検定 3 級（塗装（建築塗装作業））
		鋼橋塗装	技能検定基礎級（塗装（鋼橋塗装作業））	技能検定 3 級（塗装（鋼橋塗装作業））
		建設機械施工（押土・整地）	建設機械施工育成就労評価試験（押土・整地）初級	建設機械施工育成就労評価試験（押土・整地）専門級

		建設機械施工 (積込み)	建設機械施工育成就 労評価試験 (積込み) 初級	建設機械施工育成就 労評価試験 (積込み) 専門級
		建設機械施工 (掘削)	建設機械施工育成就 労評価試験 (掘削) 初級	建設機械施工育成就 労評価試験 (掘削) 専門級
		建設機械施工 (締固め)	建設機械施工育成就 労評価試験 (締固め) 初級	建設機械施工育成就 労評価試験 (締固め) 専門級
		手溶接	溶接育成就労評価試験 (手溶接) 初級	溶接育成就労評価試験 (手溶接) 専門級
		半自動溶接	溶接育成就労評価試験 (半自動溶接) 初級	溶接育成就労評価試験 (半自動溶接) 専門級
		管路更生	管路更生育成就労評価 試験初級	管路更生育成就労評価 試験専門級
		鉄筋継手 (圧接)	鉄筋継手育成就労評価 試験 (圧接) 初級	鉄筋継手育成就労評価 試験 (圧接) 専門級
2	建築	内外装板金	技能検定基礎級 (建築 板金 (内外装板金作業))	技能検定3級 (建築 板金 (内外装板金作業))
		ダクト板金	技能検定基礎級 (建築 板金 (ダクト板金作業))	技能検定3級 (建築 板金 (ダクト板金作業))
		木製建具手加工	技能検定基礎級 (建具 製作 (木製建具手加工 作業))	技能検定3級 (建具 製作 (木製建具手加工 作業))
		大工工事	技能検定基礎級 (建築 大工 (大工工事作業))	技能検定3級 (建築 大工 (大工工事作業))
		型枠工事	技能検定基礎級 (型枠 施工 (型枠工事作業))	技能検定3級 (型枠 施工 (型枠工事作業))
		鉄筋組立て	技能検定基礎級 (鉄筋 施工 (鉄筋組立て作 業))	技能検定3級 (鉄筋 施工 (鉄筋組立て作 業))
		とび	技能検定基礎級 (とび (とび作業))	技能検定3級 (とび (とび作業))

石材加工	技能検定基礎級（石材施工（石材加工作業））	技能検定３級（石材施工（石材加工作業））
石張り	技能検定基礎級（石材施工（石張り作業））	技能検定３級（石材施工（石張り作業））
タイル張り	技能検定基礎級（タイル張り（タイル張り作業））	技能検定３級（タイル張り（タイル張り作業））
かわらぶき	技能検定基礎級（かわらぶき（かわらぶき作業））	技能検定３級（かわらぶき（かわらぶき作業））
左官	技能検定基礎級（左官（左官作業））	技能検定３級（左官（左官作業））
プラスチック系床仕上げ工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業））	技能検定３級（内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業））
カーペット系床仕上げ工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業））	技能検定３級（内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業））
鋼製下地工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（鋼製下地工事））	技能検定３級（内装仕上げ施工（鋼製下地工事））
ボード仕上げ工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事））	技能検定３級（内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事））
カーテン工事	技能検定基礎級（内装仕上げ施工（カーテン工事））	技能検定３級（内装仕上げ施工（カーテン工事））
壁装	技能検定基礎級（表装（壁装作業））	技能検定３級（表装（壁装作業））
ビル用サッシ施工	技能検定基礎級（サッシ施工（ビル用サッシ施工作業））	技能検定３級（サッシ施工（ビル用サッシ施工作業））
シーリング防水工事	技能検定基礎級（防水施工（シーリング防水工事作業））	技能検定３級（防水施工（シーリング防水工事作業））

		コンクリート圧送工事	技能検定基礎級（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業））	技能検定３級（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業））
		築炉	技能検定基礎級（築炉（築炉作業））	技能検定３級（築炉（築炉作業））
		構造物鉄工	技能検定基礎級（鉄工（構造物鉄工作業））	技能検定３級（鉄工（構造物鉄工作業））
		建築塗装	技能検定基礎級（塗装（建築塗装作業））	技能検定３級（塗装（建築塗装作業））
		鋼橋塗装	技能検定基礎級（塗装（鋼橋塗装作業））	技能検定３級（塗装（鋼橋塗装作業））
		手溶接	溶接育成就労評価試験（手溶接）初級	溶接育成就労評価試験（手溶接）専門級
		半自動溶接	溶接育成就労評価試験（半自動溶接）初級	溶接育成就労評価試験（半自動溶接）専門級
		鉄筋継手（圧接）	鉄筋継手育成就労評価試験（圧接）初級	鉄筋継手育成就労評価試験（圧接）専門級
3	ライフライン・設備	内外装板金	技能検定基礎級（建築板金（内外装板金作業））	技能検定３級（建築板金（内外装板金作業））
		ダクト板金	技能検定基礎級（建築板金（ダクト板金作業））	技能検定３級（建築板金（ダクト板金作業））
		冷凍空気調和機器施工	技能検定基礎級（冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業））	技能検定３級（冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業））
		建築配管	技能検定基礎級（配管（建築配管作業））	技能検定３級（配管（建築配管作業））
		プラント配管	技能検定基礎級（配管（プラント配管作業））	技能検定３級（配管（プラント配管作業））
		保温保冷工事	技能検定基礎級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業））	技能検定３級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業））
		手溶接	溶接育成就労評価試験（手溶接）初級	溶接育成就労評価試験（手溶接）専門級

		半自動溶接	溶接育成就労評価試験（半自動溶接）初級	溶接育成就労評価試験（半自動溶接）専門級
		電気設備施工	電気設備施工育成就労評価試験初級	電気設備施工育成就労評価試験専門級